

務	00	01	10年
(令和16年3月末まで保存)			

警 務 第 6 0 号

令 和 5 年 5 月 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

職員の任免等発令事務取扱要綱の制定について

この度、職員の任免等発令事務取扱要綱を別添のとおり制定した。制定の理由及び主要内容については次のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「職員の任免等発令事務取扱要綱の制定について」（令和3年11月1日付け警務第247号）は廃止する。

記

1 制定の理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年10月青森県条例第38号）の施行により、職員の定年の段階的引上げ、定年前再任用短時間勤務、管理監督職勤務上限年齢、暫定再任用等が定められたことから、これらの発令形式その他人事発令事務に関し必要な事項を定めたものである。

2 制定の主な内容

- (1) 定年前再任用、異動期間の延長、暫定再任用等について、新たに定義したほか、その発令形式について定めた。
- (2) 用語の見直し等、その他所要の整理を行った。

3 適用時期

令和5年4月1日

担当：警務課人事・採用係

職員の任免等発令事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、青森県警察の職員（以下「職員」という。青森県警察非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。）の任免等の発令形式及びその他人事発令事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 身分 青森県警察職員定員条例（昭和29年6月青森県条例第46号）第1条に規定される組織上の地位をいう。
- 2 職 青森県警察組織規則（昭和36年11月青森県公安委員会規則第15号。以下「組織規則」という。）及び青森県警察組織規程（平成18年3月青森県警察本部訓令第6号。以下「組織規程」という。）に規定される職員の組織上の職務をいう。
- 3 任命権者 職員の任命、休職、免職、懲戒等の権限を有する者をいう。
- 4 昇給 職員の属する職務の級における号給又は給料月額を上げることを行う。
- 5 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することを行う（昇任に伴うものを除く。）。
- 6 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することを行う（降任に伴うものを除く。）。
- 7 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することを行う。
- 8 補職 警部補又は同相当職以下の職員に担当させる職務をいう。
- 9 採用 職員以外の者を新たに警察本部長（以下「本部長」という。）を任命権者とする職員の階級又は職に任命することを行う（定年前再任用及び暫定再任用を除く。）。
- 10 昇任 職員をその職員が現に任命されている階級又は職より上位の職制上の段

階に属する職員の階級又は職に任命することをいう。

- 11 降任 職員をその職員が現に任命されている階級又は職より下位の職制上の段階に属する職員の階級又は職に任命することをいう。
- 12 転任 現に本部長以外の青森県（以下単に「県」という。）の任命権者により任用されている職員を本部長を任命権者とする職員の階級又は職に任命することをいう。
- 13 出向 職員を本部長以外の者を任命権者とする県の職員として勤務を命ずることをいう。
- 14 兼任 警察官の身分を保有させながら警察行政職員に任命する場合等、職員をその身分にあるままで、更に給料表の適用を異にする他の身分に任命することをいう。
- 15 兼任解除 兼任を解くことをいう。
- 16 併任 国若しくは他の地方公共団体の職員又は現に本部長以外の県の任命権者により任用されている職員を、その身分にあるままで更に本部長を任命権者とする職員の階級又は職に任命することをいう。
- 17 併任解除 併任を解くことをいう。
- 18 任命換 職員としての身分を中断することなく警察官と警察行政職員との相互間で職員を異動させることをいう。
- 19 配置換 職員を昇任及び降任並びに昇格及び降格以外の方法により、勤務場所又は職務の担当を変えることをいう。
- 20 兼務 職員にその職にあるままで、更に現に任命されている職と同等の他の職を兼ねさせることをいう。
- 21 兼務解除 兼務を解くことをいう。
- 22 事務取扱 職員にその職にあるままで、下位の職が欠員であるとき又は下位の職に事故があるときに、その下位の職の職務を代行させることをいう。
- 23 事務取扱解除 事務取扱を解くことをいう。

- 24 事務代理 職員に事故があるときに同等又は下位の職員にその職にあるままで当該事故職員の担当する職務を代行させることをいう。
- 25 事務代理解除 事務代理を解くことをいう。
- 26 心得 職員に当該職員の上位の職が欠員となっているとき、その職の職務を代行させることをいう。
- 27 心得解除 心得を解くことをいう。
- 28 派遣 職員としてその身分にあるままで、任命権者を異にする他の機関で勤務させることをいう。
- 29 派遣解除 派遣を解くことをいう。
- 30 海外派遣 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第2条第1項の規定及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月青森県条例第4号）により外国の地方公共団体の機関等に派遣することをいう。
- 31 自己啓発等休業 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5の規定及び職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年3月青森県条例第1号）による自己啓発等休業をいう。
- 32 配偶者同行休業 法第26条の6の規定及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月青森県条例第68号）による配偶者同行休業をいう。
- 33 育児休業 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第2条の規定による育児休業をいう。
- 34 育児短時間勤務 育休法第10条の規定により、小学校就学の始期に満たない子を養育するため、職員の希望する日及び時間帯において勤務させることをいう。
- 35 職務復帰 海外派遣された職員又は自己啓発等休業、配偶者同行休業若しくは育児休業の承認を受けた職員を職務に復帰させることをいう。
- 36 休職 法第28条第2項及び職員の分限に関する条例（昭和26年12月青森県条例第98号。以下「分限条例」という。）第2条の規定により、職員の意に反して、

職員としての身分を保有したまま職務に従事させないことをいう。

37 復職 休職を命ぜられた職員を職務に復帰させることをいう。

38 分限免職 法第28条第1項の規定により、職員の意に反して職を免ずることをいう。

39 失職 法第28条第4項の規定により、職員がその職を失うことをいう。

40 辞職 職員の申出を承認することにより職を免ずることをいう。

41 定年前再任用 職員の定年等に関する条例（昭和59年3月青森県条例第4号。以下「定年条例」という。）第10条の規定により、年齢60年に達した日以後に退職をした者を短時間勤務の職に採用することをいう。

42 異動期間の延長 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により、管理監督職（定年条例第6条に規定する職をいう。以下同じ。）以外の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（定年条例第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下同じ。）を延長することをいう。

43 定年退職 法第28条の6第1項の規定及び定年条例により退職することをいう。

44 勤務延長 定年条例第4条第1項若しくは第2項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年10月青森県条例第38号。以下「改正定年等条例」という。）附則第3項の規定により、定年退職すべき職員を引き続き勤務させることをいう。

45 暫定再任用 改正定年等条例附則第8項、第9項、第13項又は第14項の規定により、定年退職をした者、勤務延長により勤務した後退職した者、定年前再任用された者のうち任期が満了したことにより退職した者又は勤続期間その他の事情を考慮してこれらの者に準ずる者として同条例附則第8項第3号若しくは第9項第4号に規定する者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者を常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することをいう。

46 免職 法第22条の規定により、条件付採用期間中の職員の職を免ずることをいう。

第3 任免等の発令

1 本部長が職員の任免等を発令するときは、辞令（別記様式第1号）を交付して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員の所属長に対し、文書又は口頭により通知することとし、通知を受けた所属長は、当該職員に対して文書又は口頭により発令事項を通知することをもって、辞令の交付を要しないものとする。

- (1) 昇任及び昇格
- (2) 配置換え
- (3) 兼務、事務取扱、事務代理及び心得
- (4) 入校
- (5) 外国出張

2 前項ただし書の規定にかかわらず、本部長が特に必要と認める場合は、職員の任免等の発令は辞令により行うものとする。

3 所属長が組織規程第74条の規定に基づき補職を発令するときは、当該職員に対して、文書又は口頭により通知するものとする。

第4 任免等の発令形式

- 1 職員の任免等の発令形式は、別表第1のとおりとする。
- 2 前項の規定により難しい場合は、その都度、別に本部長が定める。

第5 辞令の作成

- 1 辞令は警務部警務課で作成するものとする。
- 2 辞令の「現階級・所属等」欄の記載要領は、別表第2のとおりとする。
- 3 法第29条の規定に基づき、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分を行う場合は、青森県警察職員懲戒取扱規程（平成16年3月青森県警察本部訓令第7号）第16条第2項に規定する懲戒処分書等の交付をもって、辞令の発令に代えるものとする。

第6 報告

- 1 所属長が補職を発令した場合は、警務部警務課長を経て速やかに本部長に報告するものとする。ただし、定期異動に伴うもの及び交番等の受持区の変更のみのものは報告を要しない。
- 2 警部以上の警察官及び同相当職以上の警察行政職員のうち、本部長が発令した調査官、副参事、課長補佐、主幹等職務内容が明らかでない職の場合は、担当する職務を指定の上、警務部警務課長を経て速やかに本部長に報告するものとする。
- 3 前記1又は2の規定により、本部長に報告する場合は、補職発令・担当指定報告書（別記様式第2号）により報告すること。

辞 令

(氏 名)

(現階級・所属等)

異 動 内 容

務	10	01	1年未満
(年 月末まで保存)			
		年	月 日

青森県警察本部長 殿

(所 属 長)

補 職 発 令 ・ 担 当 指 定 報 告 書

階級(職)	氏 名	発令内容・担当業務	発令年月日	区分
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

注1 同一所属に同姓同名の職員がいる場合は、氏名欄に氏名と併せて職員番号を記載すること。
 2 区分欄には、「採用」「転入」「課内異動」「隊内異動」「署内異動」「育休復帰」等と記載すること。

別表第1

区分	発令事由	発令形式	摘要
採用	警察官に採用し、初任科生として入校させる場合	(任命) 青森県巡査に任命する (勤務) 青森県警察学校に入校を命ずる (給料) 警察職□級□□号給を給する	(1) 任命、勤務、給料の順に発令する。 (2) 警視又は警部に任命する場合の所属及び職名の発令は、配置換の例による。
	上記以外で警察官に採用する場合	(任命) 青森県○○に任命する (勤務) ○○部○○課長を命ずる ○○部○○課課長補佐を命ずる ○○警察署勤務を命ずる (給料) 警察職□級□□号給を給する	
	警部相当職以上で警察行政職員に採用する場合	(任命) 青森県警察行政職員に任命する (勤務) ○○部○○課副参事を命ずる ○○部○○課課長補佐を命ずる (給料) ○○職□級□□号給を給する	(1) 任命、勤務、給料の順に発令する。 (2) 命ずる職名には、組織規則及び組織規程の規定に基づく職を記載する。
	警部補相当職以下の警察行政職員に採用する場合	(任命) 青森県警察行政職員に任命する (勤務) ○○部○○課主事(技師、研究員)を命ずる (給料) ○○職□級□□号給を給する	
	警部補相当職以下の警察行政職員(少年補導職員)に採用する場合	(任命) 青森県警察行政職員に任命する (勤務) ○○警察署主事(少年補導職員)を命ずる (給料) 行政職□級□□号給を給する	
技能労務職員に採用する場合	(任命) 技能主事(技能技師)を命ずる (勤務) ○○部○○課勤務を命ずる (給料) 技能職等給料表□□号給を給する		
昇任及び昇格	警視に昇任させ、警察署の地域官、刑事生活安全官、交通官を命ずる場合	青森県警視に任命する ○○警察署○○官を命ずる	(1) 上位の役付職に昇任させる場合は、昇任発令により、旧職は解かれたものとする。

		<p>警部に昇任させ、警察署の課長を命ずる場合</p> <p>青森県警部に任命する 〇〇警察署〇〇課長を命ずる</p> <p>次長に任用する場合</p> <p>〇〇部〇〇課次長を命ずる</p> <p>警部補に昇任させ、警察署勤務を命ずる場合</p> <p>青森県警部補に任命する 〇〇警察署勤務を命ずる</p> <p>巡査部長に昇任させ、警察署勤務を命ずる場合</p> <p>青森県巡査部長に任命する 〇〇警察署勤務を命ずる</p> <p>巡査長を命ずる場合</p> <p>巡査長を命ずる</p> <p>休業中に昇任させ、警察本部の課長補佐を命ずる場合</p> <p>青森県△△に任命する 〇〇部〇〇課課長補佐を命ずる ただし、職務への従事は〇〇休業期間満了後とする</p> <p>休業中に昇任させ、警察署勤務を命ずる場合</p> <p>青森県△△に任命する 〇〇警察署勤務を命ずる ただし、職務への従事は〇〇休業期間満了後とする</p> <p>警察行政職員を昇任又は昇格させる場合</p> <p>〇〇部〇〇課副参事を命ずる 〇〇部〇〇課課長補佐を命ずる 〇〇部〇〇課総括主幹を命ずる 〇〇部〇〇課主幹を命ずる 〇〇警察署主査を命ずる 〇〇警察署主任を命ずる</p> <p>休業中に総括主幹に昇任させる場合</p> <p>〇〇警察署総括主幹を命ずる ただし、職務への従事は〇〇休業期間満了後とする</p> <p>休業中に主任に昇任させる場合</p> <p>〇〇警察署主任を命ずる ただし、職務への従事は〇〇休業期間満了後とする</p>	<p>(2) 「〇〇休業」には休業の種別を入れる。</p> <p>(1) 警察行政職員の昇任又は昇格は、身分の発令でないことから、配置換えと同様「命ずる」を用いる。 (2) 総括副参事級以上の職への昇格は、配置替えの例による。 (3) 命ずる職名には、組織規則及び組織規程の規定に基づく職を記載する。 (4) 「〇〇休業」には休業の種別を入れる。</p>
降任、降格及び降号	<p>本人の意に反し降任させる場合</p> <p>警</p> <p>本人の意に反し降格させる場合</p> <p>官</p>	<p>(任命)</p> <p>地方公務員法第28条第1項第〇号の規定により△△に降任させる</p> <p>(勤務)</p> <p>〇〇部〇〇課課長補佐を命ずる 〇〇部〇〇課勤務を命ずる 〇〇署勤務を命ずる</p> <p>(給料)</p> <p>警察職□級□□号給を給する</p> <p>(任命)</p> <p>職員の分限に関する条例第3条第2項第〇号の規定により降格させる</p> <p>(勤務)</p>	<p>(1) 法第28条第1号第〇号の区分は、第1号から第4号までのうちの該当号を入れる。 (2) 所属異動を伴わない場合は、勤務を省略できる。ただし、降任前の階級が警部以上である場合を除く。</p> <p>(1) 分限条例第3条第2項第〇号の区分は、第1号から第4号までのうちの該当号を入れる。 (2) 所属の異動を伴わない場合及び</p>

	<p>〇〇部〇〇課課長補佐を命ずる 〇〇部〇〇課勤務を命ずる 〇〇署勤務を命ずる (給料) 警察職□級□□号給を給する</p>	<p>命ずる職名に変更がない場合は、勤務を省略できる。</p>	
本人の意に反し降号させる場合	<p>(任命) 職員の分限に関する条例第3条第3項の規定により降号させる (勤務) 〇〇部〇〇課課長補佐を命ずる 〇〇部〇〇課勤務を命ずる 〇〇署勤務を命ずる (給料) 警察職□級□□号給を給する</p>	<p>所属異動を伴わない又は命ずる職名に変更がない場合は、勤務を省略できる。</p>	
本人の意により降任(降格)させる場合	<p>(任命) 青森県△△に降任(降格)させる (勤務) 〇〇部〇〇課課長補佐を命ずる 〇〇部〇〇課勤務を命ずる 〇〇署勤務を命ずる (給料) 警察職□級□□号給を給する</p>	<p>(1) 所属異動を伴わない場合は、勤務を省略できる。ただし、降任前の階級が警部以上である場合を除く。 (2) 給料の級号に変更がない場合は、給料を省略できる。</p>	
管理監督職勤務上限年齢に達したことにより管理監督職から管理監督職以外の職に降任させる場合	<p>(任命) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により青森県△△に降任させる (勤務) 〇〇部〇〇課勤務を命ずる 〇〇署勤務を命ずる (給料) 警察職□級□□号給に100分の70を乗じて得た額を給する</p>		
警察行政職員	本人の意に反し降任させる場合	<p>(任命) 地方公務員法第28条第1項第○号の規定により△△に降任させる (勤務) 〇〇警察署主幹を命ずる 〇〇警察署主任を命ずる (給料) 行政職□級□□号給を給する</p>	<p>(1) 法第28条第1項第○号の区分は、第1号から第4号までのうちの該当号を入れる。 (2) 降任させる職名及び命ずる職名には、組織規則及び組織規程の規定に基づく職を記載する。 (3) 所属異動を伴わない場合は、勤務を省略できる。ただし、降任前の職名が警部相当職以上の職である場合を除く。</p>
	本人の意に反し降格させる場合	<p>(任命) 職員の分限に関する条例第3条第2項第○号の規定により降格させる (勤務) 〇〇部〇〇課主幹を命ずる 〇〇警察署主査を命ずる (給料)</p>	<p>(1) 分限条例第3条第2項第○号の区分は、第1号から第4号までのうちの該当号を入れる。 (2) 命ずる職名には、組織規則及び組織規程の規定に基づく職を記載する。 (3) 所属異動を伴わない場合は、勤</p>

		行政職□級□□号給を給する	務を省略できる。ただし、降任前の職名が警部相当職以上の職である場合を除く。
	本人の意に反し降号させる場合	(任命) 職員の分限に関する条例第3条第3項の規定により降号させる (勤務) ○○部○○課主幹を命ずる ○○警察署主査を命ずる (給料) 行政職□級□□号給を給する	(1) 所属異動を伴わない場合は、勤務を省略できる。ただし、降任前の階級が警部以上である場合を除く。 (2) 命ずる職名には、組織規則及び組織規程の規定に基づく職を記載する。
	本人の意により降任(降格)させる場合	(任命) △△に降任(降格)させる (勤務) ○○部○○課主幹を命ずる ○○部○○課主任を命ずる (給料) 行政職□級□□号給を給する	(1) 所属異動を伴わない場合は、勤務を省略できる。ただし、降任前の階級が警部以上である場合を除く。 (2) 命ずる職名には、組織規則及び組織規程の規定に基づく職を記載する。 (3) 給料の級号に変更がない場合は、給料を省略できる。
	管理監督職勤務上限年齢に達したことにより管理監督職から管理監督職以外の職に降任させる場合	(任命) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により△△に降任させる (勤務) ○○部○○課総括主幹を命ずる (給料) 行政職□級□□号給に100分の70を乗じて得た額を給する	
転任	警視の役付職に転任を命ずる場合(知事部局出向者を警察本部に転任させる場合等)	(任命) 青森県警視に任命する (勤務) ○○部○○課長を命ずる (給料) 警察職□級□号給を給する	発令内容は、採用の場合と同じ。
出向	知事部局へ出向させる場合	知事部局へ出向を命ずる	
兼任	警部補を警察行政職員(主査)に兼任させる場合	青森県警察警察行政職員の兼任を命ずる ○○部○○課主査を命ずる	
	兼任を解除する場合	青森県警察警察行政職員の兼任を解く	
併任	併任する場合	青森県○○に併任する 青森県警察警察行政職員に併任する	警察庁又は他の地方公共団体の職員を青森県警察職員に併任する場合等に適用する。
	併任を解除する場合	○○○○○の併任を解く	
任命換	警察官から警察行政職員に	(任命)	

	任命換し、本部所属勤務の主事を命ずる場合	青森県警察行政職員に任命換する (勤務) 〇〇部〇〇課主事を命ずる (給料) 〇〇職〇級〇〇号給を給する	
配 置 換	首席参事官及び課長事務取扱を命ずる場合	〇〇部首席参事官を命ずる 〇〇部〇〇課長事務取扱を命ずる	
	警部以上の警察官の場合	〇〇部〇〇課長を命ずる 〇〇警察署長を命ずる 〇〇警察署副署長を命ずる 〇〇部〇〇課〇〇官を命ずる 〇〇部〇〇課次長を命ずる 〇〇部〇〇課課長補佐を命ずる 〇〇警察署〇〇課長を命ずる 〇〇警察署〇〇課長代理を命ずる 〇〇警察署〇〇交番所長を命ずる	
	警察官	警部補以下の警察官の場合	〇〇部〇〇課勤務を命ずる 〇〇部〇〇所勤務を命ずる 〇〇部〇〇隊勤務を命ずる 青森県警察学校勤務を命ずる 〇〇警察署勤務を命ずる
	休業・休職者を異動させる場合	〇〇部〇〇課課長補佐を命ずる ただし、職務への従事は〇〇休業（休職） 期間満了後とする 〇〇警察署勤務を命ずる ただし、職務への従事は〇〇休業（休職） 期間満了後とする	「〇〇休業」には休業の種別を入れる。
	参事及び課長の事務取扱を命ずる場合	〇〇部参事を命ずる 〇〇部〇〇課長事務取扱を命ずる	
	警察行政職員	警部相当職以上の警察行政職員の場合	〇〇部〇〇課長を命ずる 〇〇部〇〇課総括副参事を命ずる 〇〇部〇〇課副参事を命ずる 〇〇部〇〇課副参事兼〇〇を命ずる 〇〇警察署総括主幹を命ずる 〇〇警察署総括主幹兼〇〇を命ずる 〇〇警察署主幹を命ずる
	警部補相当職以下の警察行政職員の場合	〇〇部〇〇課主査を命ずる 〇〇部〇〇隊主任を命ずる 〇〇警察署主事を命ずる	
	技能労務職の場合	〇〇部〇〇課勤務を命ずる 〇〇警察署勤務を命ずる	
	休業・休職者を異動させる場合	〇〇部〇〇課主査を命ずる ただし、職務への従事は〇〇休業（休職）	(1) 「〇〇休業」には休業の種別を入れる。

		<p>期間満了後とする ○○警察署主幹を命ずる ただし、職務への従事は○○休業（休職） 期間満了後とする</p>	(2) 命ずる職名には、組織規則及び組織規程の規定に基づく職を記載する。
	異動待機させる場合	<p>○○部付を命ずる ○○部○○課（隊、所）付を命ずる ○○警察署付を命ずる</p>	部付発令は、警視（相当職を含む。）以上とし、所属付発令は警部（相当職を含む。）以下とする。
兼 務 事務取扱 事務代理	現在の職を保有したまま他の職を命ずる場合	<p>○○○兼務を命ずる ○○○事務取扱を命ずる ○○○事務代理を命ずる</p>	
	期間を限る場合	<p>期間 年 月 日から 年 月 日まで</p>	期間を定めた場合は、解除の発令は行わない。
	期間を延長（短縮）する場合	<p>期間を 年 月 日まで延長（短縮）する</p>	事情の変化により、期間等の変更を必要とする場合に行う。
	採用、昇任又は配置換えと同時に発令する場合	<p>（正式） ○○部○○課長を命ずる ○○部○○課長兼務を命ずる （略式） ○○部○○課長兼（○○部）○○課長を命ずる</p>	<p>(1) 兼務発令は、主たる勤務を先に表示する。 (2) 同一部（署）内又は同一課内の発令については、兼務所属の部（署）名又は課名を省略することができる。</p>
	解除する場合	<p>○○部○○課長兼務（事務取扱、事務代理）を免ずる</p>	
心 得	心得を発令する場合	<p>○○○心得を命ずる</p>	<p>(1) 職制の均衡上又は資格年次等の関係から、現に就いている職より上位の職に任用しようとする場合に用いる。 (2) 期間を限る場合については、兼務等発令の例による。</p>
	心得を解除する場合	<p>○○○心得を免ずる</p>	
派 遣	国又は地方公共団体へ派遣させる場合	<p>○○へ派遣を命ずる</p>	派遣先対応課に配置して派遣する。
	派遣を解除する場合	<p>○○への派遣を解く</p>	
海外派遣		<p>外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項の規定及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例により○○へ派遣を命ずる 派遣の期間 年 月 日から 年 月 日まで 派遣期間中給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の○○を支給する（派遣期間中は給与は支給しない）</p>	

自己啓発等休業	自己啓発等休業を承認する場合	地方公務員法第26条の5第1項及び職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定により自己啓発等休業を承認する 自己啓発等休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで	
	自己啓発等休業の期間を延長する場合	自己啓発等休業の期間を 年 月 日まで延長する	
	地方公務員法第26条の5第4項の規定による承認の失効により職務復帰した場合	地方公務員法第26条の5第4項の規定に該当し自己啓発等休業の承認（ 年 月 日付け）の失効により職務復帰させる	休職又は停職処分を受けたこと以外の事由により承認が失効する場合は自動的に職務復帰となるが、確認のための通知として行う。
	地方公務員法第26条の5第5項の規定により承認を取消す場合	地方公務員法第26条の5第5項の規定により自己啓発等休業の承認（ 年 月 日付け）を取り消し職務復帰を命ずる	
配偶者同行休業	配偶者同行休業を承認する場合	地方公務員法第26条の6第1項及び職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定により配偶者同行休業を承認する 配偶者同行休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで	
	配偶者同行休業の期間を延長する場合	配偶者同行休業の期間を 年 月 日まで延長する	
	地方公務員法第26条の6第5項の規定による承認の失効により職務復帰した場合	地方公務員法第26条の6第5項の規定に該当し配偶者同行休業の承認（ 年 月 日付け）の失効により職務復帰させる	休職又は停職処分を受けたこと以外の事由により承認が失効する場合は自動的に職務復帰となるが、確認のための通知として行う。
	地方公務員法第26条の6第6項の規定により承認を取消す場合	地方公務員法第26条の6第6項の規定により配偶者同行休業の承認（ 年 月 日付け）を取り消し職務復帰を命ずる	
育児休業	育児休業を承認する場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により育児休業を承認する 育児休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで	
	育児休業の期間を延長する場合	育児休業の期間を 年 月 日まで延長する	
	地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第1項の規定による承認の失効により職務復帰した場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第1項の規定に該当し育児休業の承認（ 年 月 日付け）の失効により職務復帰させる	休職又は停職処分を受けたこと以外の事由により承認が失効する場合は自動的に職務復帰となるが、確認のための通知として行う。
	地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第2項の規定により承認を取消す場合	育児休業法第5条第2項の規定により育児休業の承認（ 年 月 日付け）を取り消し職務復帰を命ずる	

育児短時間勤務	育児短時間勤務を承認する場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定により育児短時間勤務（週〇〇時間〇〇分勤務）を承認する 育児短時間勤務の期間 年 月 日から 年 月 日まで	
	育児短時間勤務の期間を延長する場合	育児短時間勤務の期間を 年 月 日まで延長する	
	地方公務員の育児休業等に関する法律第12条において準用する第5条第1項の規定による承認の失効により職務復帰した場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第12条において準用する第5条第1項の規定により育児短時間勤務の承認（ 年 月 日付け）は失効した	休職又は停職処分を受けたこと以外の事由により承認が失効する場合は自動的に職務復帰となるが、確認のための通知として行う。
	地方公務員の育児休業等に関する法律第12条において準用する第5条第2項の規定により承認を取消す場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第12条において準用する第5条第2項の規定により育児短時間勤務の承認（ 年 月 日付け）を取り消す	
休 職	心身の故障の場合	地方公務員法第28条第2項第1号の規定及び職員の分限に関する条例第5条第1項の規定により休職を命ずる 休職の期間は 年 月 日までとする 休職期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれの100分の〇〇を支給する（休職期間中給与の全額を支給する）	(1) 休職の発令は、根拠を明示して行う。 (2) 休職中に無給となる場合は「 年 月 日から給与は支給しない」と記載する。
	刑事事件による休職の場合	地方公務員法第28条第2項第2号及び職員の分限に関する条例第5条第3項の規定により休職を命ずる 休職期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60を支給する	
	条例で定める事由による休職の場合	職員の分限に関する条例第2条及び第5条第4項の規定により休職を命ずる 休職の期間は 年 月 日までとする 休職期間中給料、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれの100分の〇〇を支給する（休職期間中給与は支給しない）	
	休職期間の更新の場合	休職期間を 年 月 日まで更新する（給与は支給しない）	
	復職の場合	〇〇部〇〇課課長補佐に復職を命ずる 〇〇部〇〇課に復職を命ずる	
分限免職		地方公務員法第28条第1項の規定により	

		免職する	
失職	地方公務員法第28条第4項の規定による失職の場合	地方公務員法第16条第○号の規定に該当したので、同法第28条第4項の規定により失職した	(1) 失職の場合は、確認のための通知にすぎないものであるが、辞令を用いて行う。 (2) 法第16条第○号の区分は、第1号から第5号（第3号及び4号を除く。）までのうちの該当号を入れる。
退職	自己都合による辞職	辞職を承認する	勸奨退職も同様
	警察庁等との人事交流の場合	辞職を承認する (○○に)	国又は他の都道府県との人事交流により辞職する場合は、派遣先の機関名を記載する。
	死亡退職	死亡により退職	
	定年退職	地方公務員法第28条の6第1項及び職員の定年等に関する条例の規定により 年 月 日限り定年退職	
勤務延長	勤務延長する場合	職員の定年等に関する条例第4条の規定により 年 月 日まで勤務延長する	
	勤務延長の期限を延長する場合	勤務の延長の期限を 年 月 日まで延長する	
	勤務延長の期限を繰り上げる場合	勤務の延長の期限を 年 月 日に繰り上げる	
	期限の到来による退職の場合	職員の定年等に関する条例第4条の規定による期限の到来により 年 月 日限り退職	
免職	条件付採用職員を免職する場合	地方公務員法第22条第1項の規定により免職する	
異動期間の延長等	異動期間を延長する場合	職員の定年等に関する条例第9条第○項の規定により 年 月 日まで異動期間を延長する	定年条例第9条第○項の区分は、第1項又は第2項のうちの該当項を入れる。
	異動により管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合	異動期間を延長されていない職員となった	
定年前再任用	警察官に定年前再任用する場合	(任命) 青森県○○(週○○時間○○分○○秒勤務)に定年前再任用する (勤務) ○○部○○課○○を命ずる ○○部○○課勤務を命ずる (給料)	(1) 青森県○○には、任用する階級を入れる。 (2) 命ずる職名には、組織規則及び組織規程の規定に基づく職を記載する。

		警察職口級を給する (期間) 任期は 年 月 日までとする	
	警察行政職員に定年前再任用する場合	(任命) 青森県警察行政職員(週〇〇時間〇〇分〇〇秒勤務)に定年前再任用する (勤務) 〇〇部〇〇課主事を命ずる 〇〇警察署主事を命ずる 〇〇部〇〇課勤務を命ずる(技能労務職の場合) (給料) 行政職口級を給する (期間) 任期は 年 月 日までとする	
	任期の満了による退職の場合	定年前再任用の任期の満了により 年 月 日限り退職	
暫定再任用	警察官に暫定再任用する場合	(任命) 青森県〇〇(週〇〇時間〇〇分勤務)に暫定再任用する (勤務) 〇〇部〇〇課警部補を命ずる 〇〇部〇〇課勤務を命ずる (給料) 警察職口級を給する (期間) 任期は 年 月 日までとする	(1) 青森県〇〇には、任用する階級を入れる。 (2) 命ずる職名には、組織規則及び組織規程の規定に基づく職を記載する。 (3) 短時間勤務の場合は、1週間当たりの勤務時間も発令する。
	警察行政職員に暫定再任用する場合	(任命) 青森県警察行政職員(週〇〇時間〇〇分勤務)に暫定再任用する 技能技師(週〇〇時間〇〇分勤務)に暫定再任用する 技能主事(週〇〇時間〇〇分勤務)に暫定再任用する (勤務) 〇〇部〇〇課主事を命ずる 〇〇警察署主任を命ずる 〇〇部〇〇課主幹を命ずる 〇〇部〇〇課勤務を命ずる(技能労務職の場合) (給料) 行政職口級を給する (期間) 任期は 年 月 日までとする	
	暫定再任用の任期の更新	暫定再任用の任期を 年 月 日まで更新する	
入 校	研修等入校を命ずる場合	〇〇任用科第〇〇期に入校を命ずる	

		入校期間	年 月 日から 年 月 日まで	
外国出張	職員に公務のため外国へ出張を命ずる場合	〇〇のため、××××に出張を命ずる期間	年 月 日から 年 月 日まで	

別表第2

区 分	現階級・所属等	適 要
警察官	青森県巡査 (青森県警察学校初任科生)	警部補以下の場合、 勤務する所属まで表示 する。
	青森県〇〇 (〇〇警察署勤務)	
	巡査長青森県巡査 (〇〇部〇〇課勤務)	
	青森県警部 (〇〇部〇〇課課長補佐)	警部以上の場合、 職名まで表示する。
	青森県警視 (〇〇警察署〇〇〇)	
	〇〇休業 青森県巡査部長 (〇〇警察署)	休業の更新、配置換 えする場合
	休職 青森県巡査部長 (〇〇警察署)	休職の更新、復職、 配置換えする場合
	〇〇県巡査 (〇〇県警察)	他県警察から割愛採 用する場合
	警察庁警部 (警察庁)	警察庁から復帰させ る場合
	警察庁警部 (〇〇管区警察局)	管区警察局から復帰 させる場合
	青森県警部補 (〇〇部〇〇課勤務(〇〇管区警察学校派遣))	管区学校の派遣を解 除する場合
青森県職員 (〇〇部〇〇課主幹)	知事部局から復帰さ せる場合	
警察行政職 員	青森県警察行政職員 (〇〇警察署主事)	主たる職名を表示す る。
	青森県警察行政職員 (〇〇部〇〇課技師)	
	青森県警察行政職員 (〇〇警察署主幹)	
	青森県警察行政職員 (〇〇警察署主任、少年補導職員)	

青森県警察行政職員 (〇〇警察署主幹、少年補導職員)	
〇〇休業 青森県警察行政職員 (〇〇警察署主幹)	休業の更新、配置換えする場合
休職 青森県警察行政職員 (〇〇警察署主幹)	休職の更新、復職、配置換えする場合
警察庁事務官 (警察庁)	警察庁から復帰させる場合
警察庁事務官 (〇〇管区警察局)	管区警察局から復帰させる場合
青森県職員 (〇〇部〇〇課主幹)	知事部局職員を転任させる場合
技能〇〇 (〇〇部〇〇課勤務)	技能主事、技能技師の場合
警察庁技官 (〇〇管区警察局〇〇県情報通信部)	警察庁技官を割愛採用する場合

注1 所属、職名等は、括弧書きで記載する。

2 新採用職員は空欄とする（出向帰任者等を除く。）。